

=活動報告=

各種会議の概要について

経営委員会

- ◇日 時 8月23日（月）10：00～11：00
- ◇場 所 （一社）山梨県自動車整備振興会 会議室
- ◇出 席 者 坂本委員長、大田原副委員長、水石委員、高石委員、藤井委員、相馬委員、大久保委員
事務局：石原専務理事、遠藤常務理事、山下指導教育部長、名取指導課長、輿水教育課長
(株)アドブレーン社：藤井営業1部副部長
- ◇会議事項 (1) 点検整備推進Webキャンペーンについて
令和3年10月1日（金）～10月31日（日）
(2) 「子ども110番のお店」看板作成について
(3) 報告事項
・特定整備制度各種講習の実施状況
・特定整備変更(新規)申請事業場数
(4) その他

=お知らせ=

車検・点検案内はがき「お楽しみくじ」8月分当選発表

事業場	認証	支部	事業場	認証	支部
有泉自動車(株)	788	甲府東	オートショップ渡辺	1197	南巨摩北
(有)大木自動車	922	甲府西	岩下自動車整備工場	552	東八
深沢自動車整備工場	288	甲府南	米山自動車工場	629	東八
朝川オートサービス	1158	甲府南	GARAGE MISAKA	1396	東八
(有)塩部モータース	189	甲府北	根津自動車工業(株)	548	日下部
(有)カーサービス五味	1106	甲府北	三富自動車工業	782	日下部
山崎自動車整備工場	157	峡北	荻本自動車整備工場	1036	日下部
(有)小沢自動車	514	韮崎	森山自工	842	塩山
ボディーショップフカサワ	986	韮崎	岳麓マツダ自動車(株)	292	岳麓
井上モータース	355	南アルプス南	東信自動車整備工場	314	岳麓
(有)堀田自動車工場	669	南アルプス北	三浦自動車	955	岳麓
(株)杉野ホンダ販売	324	市川	宝興自動車整備	1008	大月
(株)稻葉工業	63	南巨摩南	平井自動車整備工場	573	都留
中込モータース	364	南巨摩北	(有)赤坂オートサービス	893	都留
中富自動車整備工場	682	南巨摩北	志村自動車整備工場	894	都留

令和3年10月施行「点検基準の改正」に係る 点検の対象となる警告灯について

自動車点検基準の一部改正(令和2年2月6日公布)に伴い、本年10月1日より、1年ごとの法定定期点検に「車載式故障診断装置の診断の結果」の点検項目が追加されることはご承知のとおりですが、今般、一般社団法人日本自動車工業会(自工会)より、保安基準で定められた警告灯(自動車メーカー共通)に加え、自動車メーカーより意匠が異なる「自動命令型操舵機能」、「衝突被害軽減制動制御装置」の警告灯(例)の提供がありましたのでお知らせします。

令和3年10月施行「点検基準の改正」に係る 点検の対象となる警告灯について

自動車※の定期点検基準の点検項目について、令和3年10月1日より、「OBD(車載式故障診断装置)の診断の結果」が追加され、1年ごとに点検することが義務化されます。

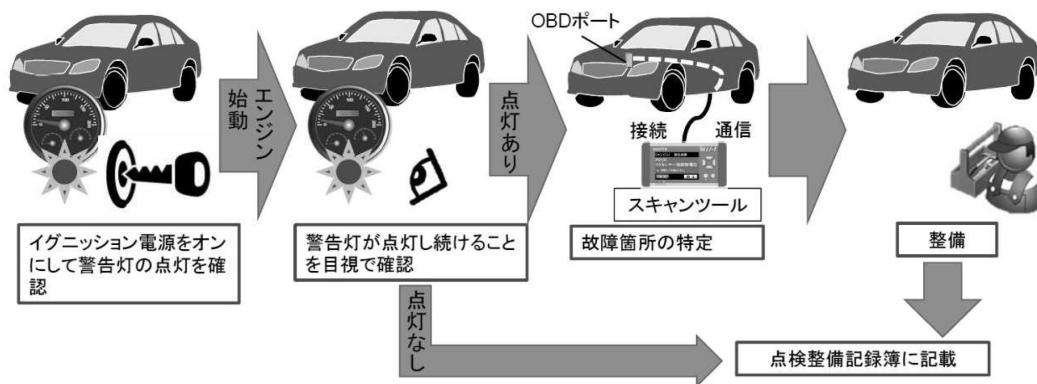
(※OBDの診断結果の点検項目追加については、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車は対象外)

点検の実施方法としては、警告灯を確認、もしくはスキャンツールを用いて確認する方法で行いますが、警告灯の意匠は、自動車メーカー共通の意匠と、一部の意匠については各社によって異なるものがあることから、警告灯一覧を掲載しましたので、点検整備の際にご活用ください。

■点検の対象となる装置

点検の対象は原動機、制動装置、アンチロックブレーキシステム、エアバッグ、自動命令型操舵機能、衝突被害軽減制動制御装置及び自動運行装置となります。

【警告灯を確認する方法での点検整備の流れ】



出典:国土交通省ウェブサイト (<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001332203.pdf>)

■参考資料

【保安基準で定められた警告灯】(自動車メーカー共通の警告灯)



詳細はサービスマニュアルまたは、取扱説明書を参照

【自動命令型操舵機能、衝突被害軽減制動制御装置の警告灯(例)】(自動車メーカーによって異なる警告灯)

	いすゞ	スズキ	スバル	ダイハツ	トヨタ	日産
自動命令型操舵機能	マルチディスプレイ 	または 	マルチインフォメーションディスプレイ 			アシストディスプレイ表示  △警告  システムが故障しているため使用できません
衝突被害軽減制動制御装置						 および アシストディスプレイ表示  △警告  システムが故障しているため使用できません

	日野	ふそう	ホンダ	マツダ	三菱	UD
自動命令型操舵機能	なし	LCD表示(大型トラック) 	LKAS または 	下記4種    	マルチインフォメーションディスプレイ表示  △警告 	なし
衝突被害軽減制動制御装置	 小型トラック以外 	 または 	 または 		警告灯 および マルチインフォメーションディスプレイ表示   マルチディスプレイ表示 <赤色> 00:00 ブレーキ!! 	

詳細はサービスマニュアル※または、取扱説明書を参照
※OEM車両の警告灯は供給元メーカーを参照

令和3年 秋の全国交通安全運動の実施について

令和3年9月21日（火）から30日（木）までの10日間、「秋の全国交通安全運動」が実施されます。各事業場においても、交通事故防止の徹底が図られますようご協力をお願いします。

運動期間

令和3年9月21日（火）～30日（木）までの10日間

※交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（木）

運動のスローガン

「守るのは マナーと家族と 君の明日」

運動の重点

- (1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- (2) 夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上
- (3) 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底
- (4) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- (5) 二輪車の交通事故防止（本県重点）

令和3年度 CO・HC測定器定期校正の実施計画について

認証工場を対象とする標記定期校正を、通達に基づき下記により実施致します。

また、該当支部の事業場（認証工場）には追ってご案内いたしますが、あらかじめご承知置き下さい。

支 部	実 施 日	実 施 場 所	時 間
大 月	9月22日(水)	小林自動車整備工場	10:00～16:00
甲 府 西	9月28日(火)	西甲府自動車整備協業組合	9:30～16:00
甲 府 西	9月30日(木)	西甲府自動車整備協業組合	9:30～16:00
東 八	令和4年1月18日(火)	振興会実習場	9:00～16:00
東 八	1月19日(水)	振興会実習場	9:00～16:00
東 八	1月21日(金)	振興会実習場	9:00～16:00
甲 府 東	1月26日(水)	振興会実習場	9:00～16:00
南巨摩南	2月 2日(水)	各事業場巡回	10:00～16:00
上 野 原	2月16日(水)	各事業場巡回	10:30～15:00

自動車点検整備推進運動の実施について

国土交通省より9、10月の2ヶ月間を重点期間として、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開する旨の通知がありましたのでお知らせします。

令和3年度「自動車点検整備推進運動」実施要領 拠粹

【目的】

自動車は、国民の生活や経済の発展に必要不可欠なものであり、その役割はますます重要なものとなっている。

一方、昨年の交通事故による死者数は2,839人、負傷者数は37万人と年々減少しているものの、依然として多くの方が被害に遭われている厳しい状況が続いている。

このような状況の中、大型トラックでは、重大事故につながりかねない車輪脱落事故が多発し深刻な状況となっており、バスについては、車齢の高い車両も数多く使用されているという現実の中で、火災事故も目立ってきており、車体フレーム腐食による事故などの自動車の不具合による事故が発生しているところである。

また、今や国産メーカーの製造する乗用車の約9割に衝突被害軽減ブレーキが搭載されるなど、先進安全技術を搭載した自動車が急増している。これらの自動車には、カメラ、センサーなど数多くの電子装置が搭載されているが、使用中の故障や不具合が発生し、予期せぬ事故やトラブルにつながった事例があることに留意する必要がある。

これらを踏まえ、車両の安全確保のためには予防的な点検・整備を確実に行うことが、ますます重要となる。

また、環境面においても、排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が重要である。

本来、自動車ユーザーには、自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図ることを目的として、自動車の点検・整備の実施が義務付けられているが、そのことが自動車ユーザーに十分理解されておらず、その実施状況は乗用車で6割程度に留まるなど、決して十分な状況とは言えない。

また、大型車については、使用状況の過酷さ及び事故時の影響の大きさ等に鑑みれば、車両火災事故、車輪脱落事故及び車体フレーム腐食による事故を防止するための重点的な点検の実施等の取り組みも必要である。

以上のことから、「不正改造車を排除する運動」など他の運動等との連携を図った相乗効果をねらいつつ、自動車関係団体等の協力を得て、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開することにより、自動車ユーザーに点検・整備の必要性や重要性を理解してもらうとともに、大型車ユーザーにあっては、車両火災の発生部位となっている燃料装置や電気配線等の装置、ホイールの取付け状態、車体フレームの腐食状態等について、より確実な点検・整備の実施を求ることとする。

【重点項目】

- (1) 点検・整備の必要性や重要性の啓発（女性や10代から30代の若者世代の自動車ユーザーに重点を置く。）
- (2) 大型車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発
- (3) 令和3年10月から始まる新点検項目「車載式故障診断装置の診断の結果」の実施についての周知・啓発

特定整備制度の施行に伴う指定自動車整備事業点検表の 改正について（指定工場の皆様へ）

今般、国土交通省より、令和2年4月からの特定整備制度の施行に伴い、「指定自動車整備事業点検表」を改正した旨、通知がありましたのでお知らせするとともに、振興会ホームページより次の手順で当該点検表のデータが、ダウンロード可能となっておりますのでご活用ください。

手順：『振興会ホームページトップページ』→『会員ページ』→『振興会からのお知らせ』
→『特定整備制度の施行に伴う指定自動車整備事業点検表ダウンロード』

※参考 新旧指定自動車整備事業点検表比較

【旧】点検表

指定自動車整備事業 点検表

※ 2種類以上の登場士資格を保有している場合は、数字の小さい級で集計する

※実施者は役員又は役員に準ずる者事業場管理責任

指定自動車整備事業 点検表

指定番号		直営店				令和 年 月 日				実施者				
奉事語名										點検		kg以下		その他の 検査条件
										直営店・直営店販賣 機器等		kg以下・未満		
対象台数 内訳		普通 (大)	普通 (中)	普通 (小)	小四	小三	小二	軽	大特	条件				
員 員 数 (人)	名	1級整備士	名	整備士保有率(%)	100		自動			直営店・直営店販賣 機器等	kg以下・未満	kg以下	未満	
		2級整備士	名				自動							
		3級整備士	名				自動							
		小計(A)	名	%			自動							
1-3級整備士の合計の員数										直営店・直営店販賣 機器等				
1-3級整備士の合計の員数										kg以下				

※ 2種類以上の整備士資格を保有している場合は、数字の小さい級で集計する。

8 電子保安基準適合証を交付(保適情報登録情報処理機)

OBD検査の概要について

衝突被害軽減ブレーキ等の自動運転技術については、近年、軽自動車を含む幅広い車両への搭載が進んでおります。これらの技術は、交通事故の防止に大きな効果が期待される一方、故障時には誤作動等により事故につながる恐れがあることから、使用時においても、確実に機能維持を図ることが重要です。

このため、下図のスケジュール及び流れで自動車の検査（車検）において、自動ブレーキ等の自動運転技術等に用いる電子制御装置の目に見えない故障に対応するための電子的な検査（OBD検査）を開始することとしております。

■OBD検査関係のスケジュール及び対象車両等

(2020.11.04)

	2021年10月	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
必要な情報管理に関する実費 納付対象車両						
大型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く 検査対象自動車（軽自動車を含む） 【注1】 400円を自動車機関へ納付		必要な情報管理 に関する実費 徴収開始				
OBD検査対象車両 国産車：2021年10月以降の新型車 (乗用車、バス、トラック) 輸入車：2022年10月以降の新型車 (乗用車、バス、トラック)		OBD検査 プレテスト開始 【注2】		OBD検査開始		
					OBD検査開始	
						OBD検査開始

【注1】納付対象車両はOBD検査の対象・対象外にかかわらず、大型特殊自動車及び二輪車を除く検査対象自動車（軽自動車を含む）となっている。

言い換えると、自動車検査証の自動車の種別が普通、小型（二輪を除く）、軽自動車の検査対象自動車が納付対象となる。

なお、ここでいう「検査対象自動車」とはOBD検査対象ではなく「新規検査、継続検査、構造等変更検査及び予備検査の対象自動車（軽自動車を含む）」を示す。

【注2】プレテストにおいて、OBD検査の対象となる装置の特定DTCが検出された場合においても検査不合格とはならない。

【OBD検査の対象となる装置】

- ①運転支援装置
 - ・衝突被害軽減ブレーキ（自動ブレーキ）
 - ・自動命令型操舵機能（レーンキープ）等
- ②自動運行装置
- ③排ガス関係装置

【参考】日整連支部による継続検査OSS申請時の自動車機関への「必要な情報管理に関する実費:400円」の納付方法は、現状、国へ検査手数料等を納付する手段として採用しているダイレクト納付方式が利用できないため、現在、代替方式を自動車機関と調整中となります。

OBD検査の流れ

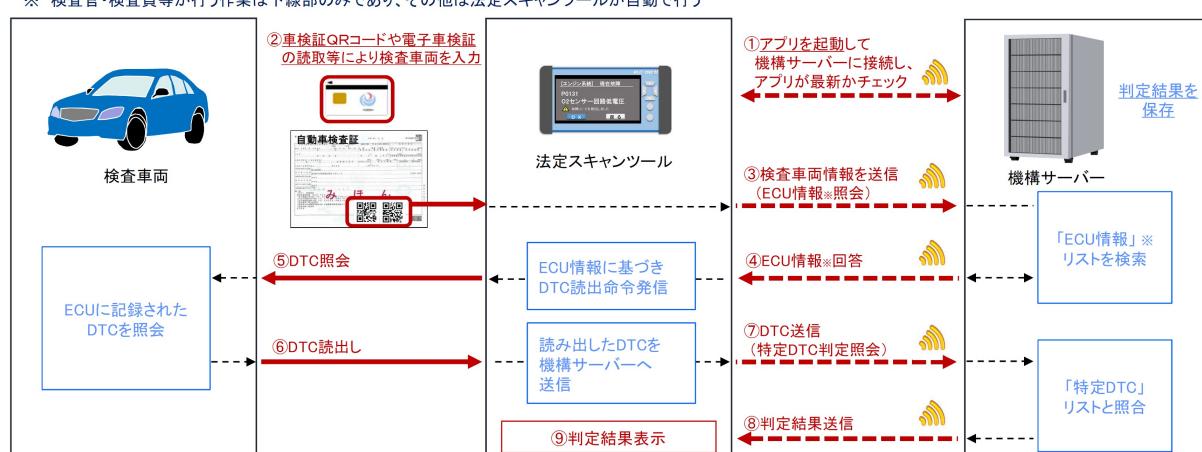
OBD検査の準備

- 検査に使用する法定スキャンツールに最新の「アプリ」をインストールしておくこと。（アプリは機関HP等で無料ダウンロード）。
- 法定スキャンツールを検査車両に接続すること。



全国の車検場((独)自動車技術総合機構、軽自動車検査協会)、整備工場

※ 検査官・検査員等が行う作業は下線部のみであり、その他は法定スキャンツールが自動で行う



※ ECU情報：車両のコンピュータ(ECU)から故障コード(DTC)を読み出すために必要な技術情報(ECU番号、通信規格など)

自動車検査の法定手数料変更のお知らせ

国土交通省及び独立行政法人自動車技術総合機構より、令和3年10月1日より以下の通り自動車の検査の際に支払う法定手数料が変更となる旨、通知がありましたのでお知らせします。

自動車検査の法定手数料変更のお知らせ

令和3年10月1日より

概要

- 令和3年10月1日より、自動車の検査の際に支払う法定手数料として、(独)自動車技術総合機構の技術情報管理手数料が追加（1台あたり一律400円）されます。
- 技術情報管理手数料の納付は、既存の手数料と併せて行うこととなります。

何のための手数料ですか？

- 近年急速に普及しあげている、衝突被害軽減ブレーキ等の電子制御がなされている先進安全装置について、従来の点検や検査では検知できない故障による事故が発生しています。
- このため、点検や検査（車検）のタイミングで、車載式故障診断装置（OBD）を活用して電子的に故障診断をするように、制度が変わります。
- 手数料は、この制度の実施に必要となる、自動車メーカーが提供する故障診断に必要な情報管理、全国の検査場（車検場）や整備工場が利用する情報システムを運用していくための費用として納付いただくものです。



よくあるご質問

- Q. 電子的な検査の対象車両ではありません。なぜ手数料を払う必要があるのですか。
- A. 先進安全装置の機能維持は、事故低減効果によりクルマ社会全体の安全性向上に資するため、既存の手数料同様に、電子的な検査対象車両でなくても負担をいただくこととしております。また、リコール情報の提供等、自動車を安全にお使いいただくためのサービスも提供していきます。
- Q. 自動車技術総合機構に持ち込まない指定整備工場（民間車検）や軽自動車検査協会で受検する車両について、なぜ技術情報管理手数料を払う必要があるのですか。
- A. 自動車メーカーが提供する故障診断に必要な情報の管理、指定整備工場や軽自動車検査協会が利用する情報システムの運用を、自動車技術総合機構が行うためです。

お問い合わせは、お近くの自動車技術総合機構又は運輸支局等まで



国土交通省



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

令和3年10月1日以降の手数料額 新旧表

継続検査		納付先・金額(現行)			納付先・金額(令和3年10月1日以降)		
手続きの種類		国/軽検協※	機構	合計額	国/軽検協※	機構	合計額
持込検査	普通自動車	400 円	1,400 円	1,800 円	変更なし	1,800 円	2,200 円
	小型自動車		1,300 円	1,700 円		1,700 円	2,100 円
	小型自動車(二輪)		1,300 円	1,700 円		変更なし	
	大型特殊自動車		1,400 円	1,800 円		変更なし	
	軽自動車	1,400 円	－	1,400 円		400 円	1,800 円
指定整備	普通自動車	(oss)1,000円	1,200 円	－	変更なし	400 円	1,600 円
	小型自動車		－	(oss)1,000円		(oss)1,400円	
	小型自動車(二輪)	1,100 円	－	1,100 円		変更なし	
	大型特殊自動車	1,200 円	－	1,200 円		(oss)1,000円	
	軽自動車	1,100 円	－	1,100 円		400 円	1,500 円

※軽自動車は軽自動車検査協会への支払いとなります。

新規検査		納付先・金額(現行)			納付先・金額(令和3年10月1日以降)		
手続きの種類		国/軽検協※	機構	合計額	国/軽検協※	機構	合計額
持込検査	普通自動車	400 円	1,700 円	2,100 円	変更なし	2,100 円	2,500 円
	小型自動車		1,600 円	2,000 円		2,000 円	2,400 円
	小型自動車(二輪)		1,600 円	2,000 円		変更なし	
	大型特殊自動車		1,700 円	2,100 円		変更なし	
	軽自動車	1,400 円	－	1,400 円		400 円	1,800 円
完成検査終了証の提出	普通自動車	(oss)1,000円	1,200 円	－	変更なし	400 円	1,600 円
	小型自動車		－	(oss)1,000円		(oss)1,400円	
	小型自動車(二輪)	1,100 円	－	1,100 円		変更なし	
	大型特殊自動車	1,200 円	－	1,200 円		(oss)1,000円	
	軽自動車	1,100 円	－	1,100 円		400 円	1,500 円

※軽自動車は軽自動車検査協会への支払いとなります。

この表にない手続き(継続検査や新規検査で限定自動車検査証、保安基準適合証等の提出があるもの、予備検査、構造変更等検査)についての手数料額の詳細は、窓口にお問い合わせください。

技術情報管理手数料の納付方法について

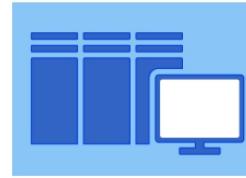
令和3年10月1日より追加される「技術情報管理手数料」の具体的な支払い方法は、以下のとおりです。

1. 登録車

① OSS申請の場合

現行の検査登録手数料と同様、オンライン決済^{※1}によりお支払いください。

※1 検査登録手数料の納付が確認されると、自動的に技術情報管理手数料の納付画面へ遷移します。



② OSS申請以外の場合（持込検査、指定整備等の窓口申請の場合）

窓口において自動車審査証紙^{※2}によりお支払いください。

※2 持込検査の窓口申請については、既存の手数料に加え、技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。なお、新たに400円、1,700円及び1,800円の自動車審査証紙を発行することを予定しています。



2. 軽自動車

① OSS申請の場合

現行の検査手数料と同様、オンライン決済^{※3}によりお支払いください。

※3 現行の検査手数料と技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。



② OSS以外による申請（持込検査、指定整備等の窓口申請の場合）

現行の検査手数料と同様、窓口において現金^{※4}でお支払いください。

※4 現行の検査手数料と技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。

重要なお知らせ

令和3年10月1日より
検査時に支払う法定手数料として
技術情報管理手数料 **400円** が
追加されます。



※印影例

技術情報管理手数料とは

- ・検査申請の際に（独）自動車技術総合機構に支払う法定手数料（1台あたり一律400円）です。
- ・同機構において、自動車の電子的な検査（OBD検査）に必要な技術情報の管理や、軽自動車検査協会等が利用する情報システムの運用を行います。

軽自動車の検査における技術情報管理手数料の納付方法

- ・窓口申請の際は、既存の検査手数料と併せて現金にてお支払ください。
- ・OSS申請の際は、既存の検査手数料と併せてオンライン決済によりお支払ください。

お問い合わせ

手数料の支払い方法以外に関するお問い合わせは、
最寄りの運輸支局又は**（独）自動車技術総合機構**に
お問い合わせください。



令和3年10月からの軽自動車の検査手続きに関する手数料一覧表

検査内容	検査手数料	技術情報管理手数料	手数料合計
新規検査 (完検証提示 ・指定整備)	1,100円	400円	1,500円
新規検査 (持込検査)	1,400円	400円	1,800円
継続検査 (指定整備)	1,100円	400円	1,500円
継続検査 (持込検査)	1,400円	400円	1,800円
構造等変更 検査	1,400円	400円	1,800円
限定検査 (指定整備)	1,100円	400円	1,500円
限定検査 (持込検査)	1,200円	400円	1,600円
予備検査 (指定整備)	1,100円	400円	1,500円
予備検査 (持込検査)	1,400円	400円	1,800円

※この表にない申請手続き（自動車検査証返納証明書交付や自動車検査証再交付等）については、技術情報管理手数料はかかりません。

リコール検索システムをご利用ください

整備事業者がリコール情報を確認する方法として、各自動車メーカーのホームページにアクセスし、車台番号等を入力することにより行っていますが、車両により異なるホームページにアクセスしなければならないなど煩雑であることから、国土交通省並びに日本自動車整備振興会連合会（日整連）ではリコール検索システムを展開しております。

入庫車両のリコール状況を確認する手段として標記検索システムのご利用をお勧めします。

リコール検索システム（国土交通省）（振興会ホームページからリンク）



CONTENTS

- プロフィール
- 自動車整備士ご希望の方へ
- 希望ナンバー制度について
- マイカー買取点検
- 「車検」と「定期点検」何が違うの?
- 整備工場の良い車検って、なん?
- 定期点検制度はどんなタイミングで何をするの?
- あなたの車検は?
- お近くの整備工場

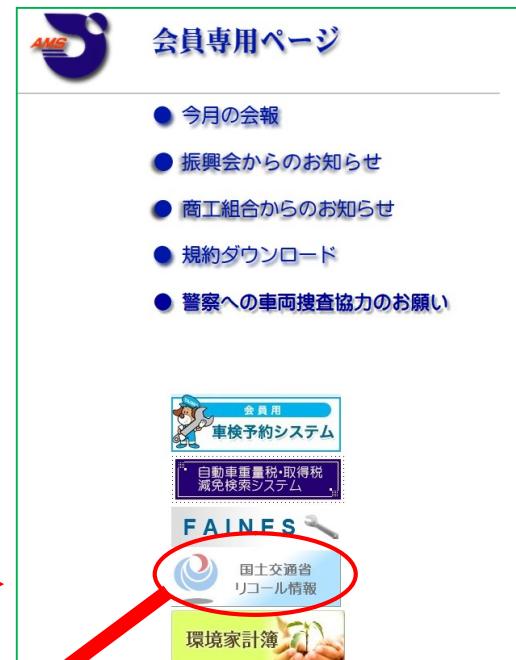
山梨県自動車整備振興会
青年部公式
Facebookページ

日整連チャンネルで
動画の配信開始!!
YouTubeで公開中

会員ページ

会員用
車検予約システム

車検予約システムは
ホームページに
移動しました。



会員専用ページ

- 今月の会報
- 振興会からのお知らせ
- 商工組合からのお知らせ
- 規約ダウンロード
- 警察への車両検査協力のお願い

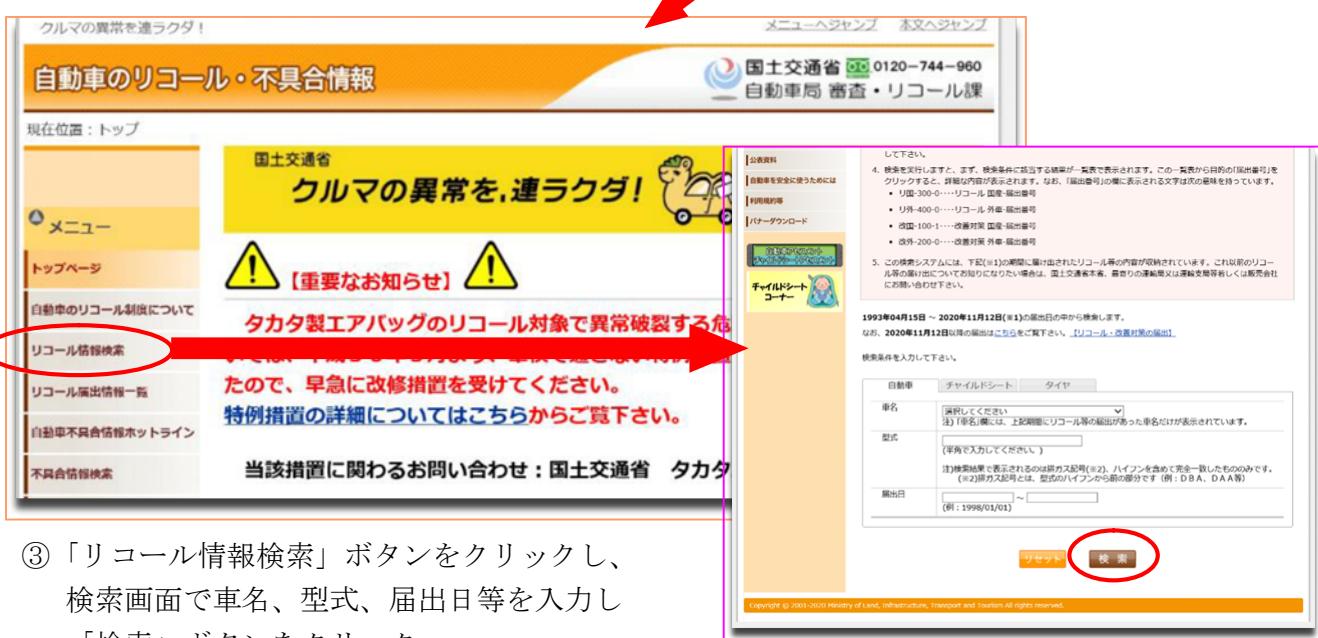
会員用 車検予約システム

国土交通省
リコール情報

環境家計簿

①振興会ホームページ会員ページへ
(ユーザー名 ams パスワード amskai in)

②「国土交通省リコール情報」
ボタンをクリック



自動車のリコール・不具合情報

現在位置：トップ

メニュー
トップページ
自動車のリコール制度について
リコール情報検索
リコール届出情報一覧
自動車不具合情報ホットライン
不具合情報検索

国土交通省 0120-744-960
自動車局 審査・リコール課

クルマの異常を連ラクダ!

【重要なお知らせ】

タカタ製エアバッグのリコール対象で異常破裂する危
たので、早急に改修措置を受けてください。
特例措置の詳細についてはこちらからご覧下さい。

当該措置に関するお問い合わせ：国土交通省 タカタ

リコール情報検索

重要なお知らせ

タカタ製エアバッグのリコール対象で異常破裂する危
たので、早急に改修措置を受けてください。
特例措置の詳細についてはこちらからご覧下さい。

当該措置に関するお問い合わせ：国土交通省 タカタ

リコール情報検索

車名
型式
届出日

リセット 検索

③「リコール情報検索」ボタンをクリックし、
検索画面で車名、型式、届出日等を入力し
「検索」ボタンをクリック

日本自動車整備振興会連合会

HOME サイトマップ ENGLISH

日整連の紹介 マイカー点検情報 自動車整備士資格情報 環境関連情報 整備事業関連情報 イベントキャンペーン

マイカーをお持ちの方向け

日整連の紹介 マイカー点検情報 自動車整備士資格情報 環境関連情報 整備事業関連情報 イベントキャンペーン

イベントの予定表はこちら

名称 &Ucar®契約（アンドユーカー契約）

OTHER SERVICE

自動車重量税等の減免について

次回自動車重量税額照会サービス

日整連チャンネルで動画の配信開始 YouTubeで公開中

リコール情報検索

特定技能評価試験 Specified skills evaluation test

お知らせ一覧 本サイトのご利用について 個人情報等の取り扱いについて Copyright © Japan Automobile Service Promotion Association.

①日整連ホームページ下段へ

②「リコール情報検索」ボタンをクリック

③メーカーを選択し、車台番号全桁を半角大文字で入力し、「検索する」ボタンをクリック

車両リコール状況確認

メーカーを選択し
車台番号を入力してください

メーカー

車台番号 (半角大文字で入力してください)

例) ABC-1234567890

検索する

自動車特定整備事業に係る国土交通省ホームページ掲載のお知らせ

国土交通省ホームページに特定整備事業関係情報の専用ページ「自動車特定整備事業について」が開設され、同ページにおいて、電子制御装置整備の対象車両及び整備用スキャンツールの情報等が掲載されましたのでお知らせします。

なお、上記 対象車両及び整備用スキャンツールリストは随時更新されますので、ご留意下さい。
国土交通省ホームページ「自動車特定整備事業について」

自動車⇒◆自動車整備事業⇒自動車特定整備事業について

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html



国土交通省

YouTube Twitter 本文へ 文字サイズ変更 標準 拡大 音

Google カスタム検索

ホーム 国土交通省について 報道・広報 政策・法令・予算 オープンデータ お問い合わせ

自動車

組織 予算 税制・財投 統計データ パブリックコメント 報道発表 関連リンク集

ホーム > 政策・仕事 > 自動車 > 自動車特定整備事業について

自動車特定整備事業について

自動車整備制度は、これまでのエンジンやブレーキなどを取り外して行う「分解整備」から、その範囲を取り外しを伴わなくとも装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造等(電子制御装置整備)に拡大するとともに、対象装置として、自動運転レベル3以上の自動運転を行なう自動車に搭載される「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改め、新たな制度として令和2年4月からスタートします！

認証を受けなければ、特定の自動車の
・フロントガラス
・バンパ・グリル
・カム、レーティング
が行えません!!

NG

その作業、本当にやって
大丈夫？？

OK

STOP違法整備!!

令和2年4月1日から特定の自動車のガラス・
バンパ・車の運転装置等に手が及ばない事を
認証して販売する行為は違法になります。

本認証行為は、道路運送車両法違反です！

自動車特定整備制度の概要

自動車特定整備制度は、従来からの分解整備に加え、自動ブレーキなどに使用される前方を監視調整や自動運行装置の整備について、「電子制御装置整備」と位置づけ、その整備に必要な事業場